

平成 30年度 5月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備 考
管路整備課 17000041	H30. 1. 19	山口西配水管布設工事その 2	加建工業株式会社 正木 潤	20,952,000	16,599,600			71	H30. 1. 20 H30. 3. 31	
	H30. 3. 19							132	H30. 1. 20 H30. 5. 31	
	H30. 5. 14							1,145,880	132	H30. 1. 20 H30. 5. 31
下水道施設課 17000064	H29. 7. 28	島橋雨水ポンプ場放流渠建設工事	有限会社福嶋商会 福嶋 晋	142,981,200	121,952,563			246	H29. 7. 29 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							300	H29. 7. 29 H30. 5. 24	
	H30. 5. 22							368	H29. 7. 29 H30. 7. 31	
下水道建設課 17000192	H29. 11. 1	北部処理区支線工事その 5	株式会社三愛基礎工業 室家 悌二郎	89,122,680	80,174,531			150	H29. 11. 2 H30. 3. 31	
	H30. 3. 19							200	H29. 11. 2 H30. 5. 20	
	H30. 5. 17							250	H29. 11. 2 H30. 7. 9	
下水道建設課 17000196	H29. 11. 6	大新分区管渠改築工事その 4	第五工業株式会社 山田 敬三	85,502,520	79,812,000			145	H29. 11. 7 H30. 3. 31	
	H30. 3. 20							190	H29. 11. 7 H30. 5. 15	
	H30. 5. 11							359	H29. 11. 7 H30. 10. 31	
下水道建設課 17000221	H29. 11. 28	北部処理区支線工事その 1	大晶建設株式会社 亀山 理男	74,196,000	66,594,603			123	H29. 11. 29 H30. 3. 31	
	H30. 3. 15							190	H29. 11. 29 H30. 6. 6	
	H30. 5. 28							245	H29. 11. 29 H30. 7. 31	
下水道建設課 17000250	H29. 12. 13	新堀第 1 排水区支線工事その 2	ライトエンジニアリング株式会社 草野 十司浩	28,706,400	25,630,560			108	H29. 12. 14 H30. 3. 31	
	H30. 3. 22							175	H29. 12. 14 H30. 6. 6	
	H30. 5. 28							220	H29. 12. 14 H30. 7. 21	

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第 17000041 号
工 事 名	山口西配水管布設工事その2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mm DIP GX形 L=317.1m φ100mm DIP GX形 L= 0.9m 消火栓設置工 2箇所 給水管切替工 6箇所</p>
変更の理由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・北側交差点部において、配水管管網計画によりφ100mm DIP GX形 配水管を布設したことによる増工。・本工事は随伴工事であり、本体工事である海草振興局街路公園課発注西脇山口線道路工事の施工において、既設給水管が支障となり、施工が出来ないことから、先行して配水管を布設することにより支障が解消されるため、一部掘削断面を変更し、先行して管布設を施工したことによる、管布設土工の増工。 <p>以上の理由により、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条により増額変更いたしたい。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000064号
工 事 名	島橋雨水ポンプ場放流渠建設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	
変 更 の 理 由	<p>現在、島橋雨水ポンプ場放流渠建設工事を鋭意施工中であります。管渠工において不測の湧水が確認され、ウエルの施工を余儀なくされたため不測の日数を要し、契約工期内の工事完成が困難な状況であります。</p> <p>上記理由により、受注者である有限会社福島商会代表取締役福島晋より工事請負契約書第21条に基づき、工期延長請求書の提出がありました。協議の結果、受注者の責に帰することが出来ない理由と判断されるため、同契約書第23条に基づき68日間の工期延期をいたしたい。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000192号
工 事 名	北部処理区支線工事その5
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <p>本工事のφ200mmPRP管布設工において、当初は全長を開削工法としていたが、受注者と協議の結果310.70mを推進工法に変更した。それに伴う既設埋設物管理者との協議及び、準備に不測の日数を要した。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者である株式会社 三愛基礎工業 代表取締役 室家悌二郎より、建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき50日間の工期延長をいたしたい。</p>

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000196号
工 事 名	大新分区管渠改築工事その4
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	管渠更生工 仕上内径 (中心幅1241mm×高さ1090mm) L = 84.8m
変更の理由	既設管渠の老朽化が想定外に著しい上、底版コンクリートが未施工であることや側壁根入れ不足の影響等から、既設水路に断面変動が生じ、対象箇所の日進量の低下により工期内完成が困難な状況となったため、工事請負契約書第23条適用。

年 度	平成29年度																
工 事 番 号	第17000221号																
工 事 名	北部処理区支線工事その1																
変更後の工事場所																	
変更後の工事概要	<table><tr><td>φ200mmVP管推進工 低耐荷力圧入二工程方式</td><td>L=86.8m</td></tr><tr><td>φ200mmPRP管布設工</td><td>L=216.8m</td></tr><tr><td>マンホール工</td><td></td></tr><tr><td>(1号-2、楯円-4、0号-1、小型レジン-4)</td><td>11か所</td></tr><tr><td>取付管およびます工</td><td>27か所</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td></tr><tr><td>水道管移設工</td><td>1式</td></tr><tr><td>整備面積(分流・汚水)</td><td>A=1.79ha</td></tr></table>	φ200mmVP管推進工 低耐荷力圧入二工程方式	L=86.8m	φ200mmPRP管布設工	L=216.8m	マンホール工		(1号-2、楯円-4、0号-1、小型レジン-4)	11か所	取付管およびます工	27か所	付帯工	1式	水道管移設工	1式	整備面積(分流・汚水)	A=1.79ha
φ200mmVP管推進工 低耐荷力圧入二工程方式	L=86.8m																
φ200mmPRP管布設工	L=216.8m																
マンホール工																	
(1号-2、楯円-4、0号-1、小型レジン-4)	11か所																
取付管およびます工	27か所																
付帯工	1式																
水道管移設工	1式																
整備面積(分流・汚水)	A=1.79ha																
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <p>本工事の推進工において、推進路線上に障害物が確認されたため、施工協議及び撤去作業に不測の日数を要した。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者である大晶建設株式会社 代表取締役 亀山理男より、建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき55日間の工期延長をいたしたい。</p>																

年 度	平成29年度
工 事 番 号	第17000250号
工 事 名	新堀第1排水区支線工事その2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ600mmVU管布設工 L=112.60m マンホール工(組立2号-3,組立1号-3) 6か所 取付管工 25か所 付帯工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <p>工事着手に際し、地下埋設物の調査を行ったところ、ガス管(中圧管)が下水道本管に支障になることが確認され、それに伴う既設埋設物管理者との協議に不測の日数を要したこと。また、開発工事による宅地造成の際に施工した、既設宅内污水管・雨水管の接続に誤りが確認され、調査・修繕に不測の日数を要したこと。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者であるライトエンジニアリング株式会社 代表取締役 草野十司浩より、建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき45日間の工期延長をいたしたい。</p>